

平成26年第1回上里町議会定例会会議録第5号

平成26年3月12日(水曜日)

本日の会議に付した事件

日程第24 (町長提出議案第18号)平成26年度上里町一般会計予算について

日程第25 (町長提出議案第19号)平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第26 (町長提出議案第20号)平成26年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第27 (町長提出議案第21号)平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第28 (町長提出議案第22号)平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第29 (町長提出議案第23号)平成26年度上里町水道事業会計予算について

日程第30 (町長提出議案第24号)平成26年度上里町下水道事業会計予算について

日程第31 (議員提出議案第5号)上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第32 (議員提出議案第6号)上里町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則について

出席議員(12人)

1番	植原育雄君	3番	植井敏夫君
4番	高橋正行君	5番	納谷克俊君
6番	中島美晴君	7番	荒井肇君
8番	新井實君	9番	小暮敏美君
10番	沓澤幸子君	11番	高橋仁君
12番	伊藤裕君	13番	根岸晃君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君 副町長 高野正道君

教 育 長	下 山 彰 夫 君	総 務 課 長	木 村 隆 之 君
総合政策課長	石 原 秀 一 君	税 務 課 長	中 島 勇 君
町民福祉課長	飯 島 雅 利 君	子育て共生課長	河 野 光 彦 君
健康保険課長	関 口 静 君	高齢者いきいき課長	小 暮 秀 夫 君
まち整備環境課長	坂 本 浩 之 君	産業振興課長	野 田 浩 一 郎 君
下水道課長	須 田 孝 史 君	学校教育課長	谷 木 章 二 君
学校指導室長	浅 見 榮 君	生涯学習課長	坂 本 正 喜 君
水道課長	須 田 孝 史 君	図書館長	桑 原 正 明 君
郷土資料館長	桑 原 正 明 君	会計管理者	橋 爪 和 友 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	横 尾 邦 雄	係 長	戸 矢 信 男
---------	---------	-----	---------

開 議

午前9時1分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第24 町長提出議案第18号 平成26年度上里町一般会計予算について

議長（高橋正行君） これより日程第24、町長提出議案第18号 平成26年度上里町一般会計予算の質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、質疑は予算書の5ページから8ページまでと、予算説明書の5ページ、町税から23ページ、町債までの質疑を願います。

また、質疑のある方は予算書、説明書を指定し、ページを指定してから質疑の内容をお願いいたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 説明書の7ページでお尋ねいたします。

歳入の町税でありますけれども、昨日の全協での説明でありますと、個人分につきましては復興特別税1人当たり500円の増額が700万円見込まれており、そのほかの前年度対比の増額分としては人数の増によるものという説明でありました。そうしますと、前年度と同程度の住民の所得水準、そのように考えているのかどうか。年金が減らされたり、さまざまなことが続いている中で、所得の伸び、住民の暮らしをどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

2点目でありますけれども、地方交付税であります。地方交付税は、国が大まかに決めた中の配分に基づいて決まる予想をして当初予算に組んでいくわけでありまして、3,200万の減額という大変厳しい実態だというふうに思っています。地方交付税のあり方そのものから考えた場合、この交付税の姿についてどのように考えておられるのか。

また、合併した自治体が地方交付税の算定がそろそろ変わっていく時期に来ていると思っておりますけれども、今後としては上里町における地方交付税、どのように捉えているんでしょうか、お尋ねをいたします。

11ページの分担金及び負担金の負担金であります。昨日は、公立学童の定員のほうに私も頭がいていたんでありますけれども、合計しますと保護者の負担するお金というのは若干減っ

ている、52万8,000円ほど前年度に比べて減っている予算になっています。定員が増である一方で、保護者からいただけるお金が減るということは、保護者の生活が大変な状態になっていることを示しているのではないかと思います、その点について伺います。

また、保育所関係の負担金を見ますと、公立分、法人立分合わせましたら383万6,000円の保護者負担増になっています。この辺については、保護者の所得水準が変わることによるものなのか、お尋ねをいたします。

14ページであります、国庫補助金、臨時福祉給付金事業補助金、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金、いずれも単年度ということで大変高額な補助金になっているわけですけれども、対象者に対してそれぞれ1万円ずつ支給するということでもありますけれども、この制度についてどのようにお考えでしょうか。支給に対する事務費が大変莫大にかかる内容になっていますので、お尋ねしたいというふうに思います。

あと、16ページであります。民生費県補助金、この中の重度心身障害者医療費支給事業補助金、県からの2分の1の補助金でありますけれども、65歳以上の新規手帳取得者に対して、この対象から外すということをお県は決めたというふうに聞いておりますけれども、この予算を見ますと前年よりも150万くらいですか、増額になっているように思いますが、どうなんでしょうか。受ける方が増えるという見込みなのかどうか、内容的にお尋ねしたいというふうに思います。

21ページであります、諸収入、貸付金元利収入であります、昨日のお話ですと、滞納繰り越し分については28名の方が対象で、そのうち滞納者は27名ということだったと思います。それで、総額的には7,340万9,320円という莫大な滞納があるということですが、114万2,000円しか見込めないという、この27人の滞納者の中で分割されている人、また、その分割にも載っていない方たちの中で前年度から改善された点があるのかどうか、今後どのような改善を目指す予定でいるのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 町民税の増額に関するお考えということで説明をさせていただきます。

人数の増加ということで100名程度の分を均等割については計上させていただきました、およそ700万程度の増を見ております。また、所得につきましては、平成24年、25年と総額でおおよそ町内の所得は388億5,000万から389億5,000万と約1億円伸びております。この分は、基本的に人数が増えた分というふうに考えておりますので、平成26年度の当初予算の策定に当た

りまして、人数の伸びを基本的には捉えまして、所得そのものの平均的にはほぼ変わらないだろうということでの推計をさせていただいて、計上したところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、2点ほど御質問いただいたかと思えます。

普通交付税、地方交付税の今回の予算計上に当たっての全体の考え方と、それから合併市町村の関係の算定替え特例のことについてということで御説明を申し上げさせていただきたいと思えます。

平成26年度の地方財政計画でございますけれども、総額で83兆3,607億円ということで、規模的には前年度比1.8%の増となっているところでございます。特に、一般財源総額につきましては平成25年度、前年度の水準を上回る確保がされておりまして、地方債等の抑制が行われている計画となっているところでございます。

今回の地方交付税の確保につきましては16兆8,855億円となっております。前年度1%減、1,769億円の減額というような地方交付税総額が確保されているところでございます。もともと地方交付税の原資でございます国税5税の法定率分につきましては12兆2,191億円という状況でございます。地方交付税総額に足りないといったものについて、財源不足をそれぞれ国・地方で折半ルールということで2分の1ずつ持って、出させていただいているという状況にあるわけでございます。

さて、本町におけます地方交付税の予算化に当たりましては、今回の地方財政計画、地方計画に基づきます地方交付税の総額等を勘案しながら、個別に出しております算定に必要な基準財政収入額、基準財政需要額、これについて包括的な試算を行ったところでございまして、この差額を今回地方交付税の普通交付税分を計上させていただいたところでございまして、前年度対比3,000万円程度の減額を見込んでいるというところでございます。

今回の中では、特に地方財政計画の中でも地方税収入等が若干上向いている、また、地方消費税交付金が増額になっているといった部分が基準財政収入額のほうに反映されてくるということでございまして、こういった点から減額を見込んでいるところでございます。

また、合併市町村についての地方交付税についての御質問があったかと思えますけれども、今回の平成の合併の中でいろいろな優遇措置がされている中に、地方交付税の中で算定替え特例という措置が講じられているところでございます。合併後10年間の算定替え特例が措置されておりまして、以降5年間にわたって漸次もとの姿に戻していくというものでございます。既に、平成の合併が行われて10年近く経っておりますので、算定替え特例の期限になってきてい

るところですけれども、今回、東日本大震災の関係でこの算定替え特例についてはさらに延長されているところでございます。ですので、引き続き期限延長までの間、算定替え特例が使われるということでございます。

この算定替え特例というのはどういうことかと申しますと、合併したところが1市町になるわけですけれども、旧、合併する前の数で交付税は算定できるということで、今まであったように算定をした上で交付税の額を決めるということですので、合併市町にとっては算定替え特例というのは非常に財政的な措置とすれば優遇されているというふうに思うところでございます。いずれにしても、期限がありますので、期限終了後はもとの1市町、合併後の市町の規模ということで地方交付税上の算定となっておりますので、交付税額は算定特例後は減るというのが一般的になるのではないかとというふうに考えております。

ただし、この減ることは全体の地方交付税総額にどのような影響があるかということについては、まだこちらでは把握をしていないところでございまして、本町につきましては引き続き地方交付税というものは市町村財政運営にとって欠くことのできない財源でございますので、引き続き必要な所要する財源の確保を国にお願いしたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋正行君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 河野光彦君発言〕

子育て共生課長（河野光彦君） それでは、御質問の初めに、放課後児童クラブの保護者負担金の御質問だと思いますが、放課後児童クラブ保護者負担金につきましては、保育料を算定するに当たっては、前年分の所得税をもとに保育料を決定しております。なお、保護者負担金について、児童の増員があったということで人数は増えているのに保育料は少なくなっているということでございますが、この保育料を算定するに当たりましては、昨年平成25年度の定員で保育料につきましては積算をしております。

そして、2つ目の質問でございますが、保育料の所得の関係ではどうかという御質問でございますが、保育料につきましてはやはり児童館の保護者負担金と同じで、平成25年度の実績に基づいて保育料を算定しております。

なお、所得の階層ですが、細かくは調べていないわけでございますが、この保育料徴収基準がございまして、それに基づいて保育料は確定しているわけでございますが、階層のD階層が主なところを占めているというものでございます。

そして、3つ目の特例給付金の関係でございます。特例給付金につきましては、この制度につきましては消費税の引き上げに際しまして、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置として実施するもの、また、児童手当

の上乗せではなく、臨時福祉金と類似の給付金としてこれを調整して支給をするという国の制度でございますので、町もこのように支給を行っていきたいと思っております。

また、貸付金の滞納の関係でございます。昨日御説明させていただきました滞納者につきましては、28名でございます。そのうち、滞納者が27名、うち13名が分割で納付をされています。実質14名が未納という形になってございますが、滞納者の27人の状況につきましては、行方不明、病気、けが、勤務先営業不振、破産したりということで、この滞納者の状況でございます。

なお、今後の回収につきましては、やはり既に納入をなさっている方がおられますので、公平性の観点からもこれからも引き続き努力して徴収をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 飯島雅利君発言〕

町民福祉課長（飯島雅利君） 臨時福祉給付金の件でございます。制度についての考え方、事務費が高いのではないかという御質問ですけれども、これにつきましては国の制度で、消費税の引き上げに際し、低所得者の方に与える負担の影響を考えて国が行った措置でございます。全額国庫負担となります。事務費につきましては、役務費については通信運搬費、手数料については口座振替手数料、委託料については電算委託ということでございますけれども、全額国庫補助ということで、低所得者の方の救済という考え方ですので、そのように考えております。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 先ほど、重度心身障害者医療費の支給事業費の補助金の関係で御質問がありました。御説明いたします。重度心身障害者医療費につきましては、資格の認定等につきましては町民福祉課で行っておりまして、医療費の給付を健康保険課医療年金係のほうで実施しております。今回の支給事業費補助金につきましては、今年度の執行状況を見まして、資格認定者数等増加傾向にあります。それに伴いまして、医療費自体も増加傾向にあります。今回支給事業費補助金が増という形になってございます。

65歳以上の新規の方の県補助の廃止の関係については、町民福祉課長のほうにお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（高橋正行君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 飯島雅利君発言〕

町民福祉課長（飯島雅利君） 資格の件でございます。65歳以上の重度医療が対象になるということでございますが、これにつきましては27年1月1日施行でございます。26年12月31日

までに申請した方については、対象外です。これによる影響はどのようになるかということにつきましては、現在詳細のほうはよくわかっておりません。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 再度質問させていただきますけれども、町税については人数の増加のみで増加を見込んでおり、収入の伸びは変わらないという考え方だと思いますけれども、そうしますと、これから負担増が軒並み来る中で、住民生活とすれば大変になってくるのかなというふうに思います。収納率は、前年度並みに見込んでいるようでありましてけれども、その辺は日常的に収納大変御苦労されていると思いますので、住民の暮らしをどのように捉えているのかについてお尋ねしたいというふうに思います。

あと、地方交付税についてでありますけれども、地方消費税交付金が消費税が3%上がることによって地方に対する負担割合というんでしょうか、それが1%から1.7%になったことで収入が増えた、わあ、良かったと一見思う部分があるが、片や、地方交付税のほうで自主財源が増えたんだからという、こういう形になってくるんだなというふうにつくづく思うわけですね。その地方消費税分というのは、住民の負担によるものであって、非常に矛盾を感じるわけですね。合併による算定替え特例についても、合併した自治体がこれが今回延長ということで若干ほっとしているんじゃないかなと思いますけれども、これが決まったことに基づいて解除されていた場合に、上里に、合併しなかった自治体にとってどうなのか、その辺の見通しをもう少しお尋ねしたいというふうに思います。

あと、民生費の保護者負担金については、前年度の実績で見込んでいますよということでありましてけれども、保育料につきましては扶養控除が廃止されたことをこの間ずっと反映しない保育料を取ってきたと思いますけれども、この2014年度の保育料も扶養控除は廃止されないという形のベースで階層が決まるんでしょうか、そこを確認しておきたいと思います。

国庫補助金の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、わずか1万円であっても、大変な生活が予想されるわけでありまして、給付されることは助かるというふうに思います。しかしながら、国の制度なので市町村は、有無なくその事業をこなすわけでありましてけれども、この莫大な事務費を投じて1年限りのために、さまざまな御苦労されて支給をする、その効果というんでしょうか、こういうことをしなければならぬような下支えが必要な状況に国民の暮らしがあるのに消費税が上がるということについてどのように、一生懸命住民の暮らしを守る、仕事をする地方自治体としてどのように考えているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

あと、重度心身障害者医療費支給事業でありますけれども、増加傾向にあるということでありました。やはり、新規に高齢になってからこうした手帳を取得する方々が増えているんだと

いうふうに思います。それで、1月の取得者から対象になって外れていくということでありま
すけれども、できれば県に対して、そういうことを言わないで、障害を持っている場合は多数
の診療を受けなきゃいけないわけでありますので、むしろここを支えてほしいということで要
望、欲しいんですけれども、もし27年1月からということでありますと今年度予算に関わって
くる部分でありますので、県がこれを外した場合に、県2分の1、町2分の1の事業でありま
すので、町がそれを支えていく考えがあるのかどうか、お尋ねしておきたいというふうに思い
ます。

貸付金元利収入でありますけれども、もともとお借りしたお金ですので返済していくのが当
然だというふうに思います。それで、14人未納ということで、以前は15人だったと思うんです
ね、報告で。だから、14人になったんですねというふうに私も思っているんですけれども、そ
の方たちの人数が一向に分納のほうに転じていかないことについて、ケガとかだと治れば払っ
てもらえるのかなと思ったりもしますけれども、何ていうんでしょうか、今後の具体的にどの
ように公平の観点から、回収を進めていきたいということでありますので具体的にはどのよう
に努力するお考えなのか、伺いたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 7ページの町税の個人住民税の関係でございますけれども、住民の
暮らし、住民の生活が大変厳しい中でこの税の収納等をどういうふうな形で対応していくのか
ということでございますけれども、確かに消費税が今年の4月に上がるわけでございます。ア
ベノミクスの影響で若干景気等も上向きかげんになっておりますけれども、まだまだ地方の生
活については、それほど具体的な効果が見えていないというのが現状だと思います。

税の関係についても、町税全体を含めましても景気が向上した中での税の伸びというのはな
かなか見込めないというところでございます。個人住民税については、先ほどから御説明申し
上げしているとおり、復興税の関係と対象人数の増を見込みまして今回若干伸びているわけでご
ざいますけれども、基本的には現在、今申告をしておりますので、その申告を受けまして課税
がされるわけでございますので、そういう中でも実際にこれが終わってみないとわかりません
けれども、それほど増はないのかなというふうに感じているところでございます。

そういう大変住民生活が厳しい中で、納税をお願いするというところでございます。目標とい
たしましては、収納率についても掲げているわけでございますけれども、その目標に向かって
町としては滞納等を少しでも少なくするように、そして、大変生活が厳しくて納付等が難しい
場合については納税相談をしながら、収納率を高めていきたいというふうに考えているところ
でございます。

具体的な所得の内容については、課長のほうから説明をさせていただきます。

次に、14ページの臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金の関係でございますけれども、これについての効果はということでございますけれども、これは国の施策として消費税の増税に伴いまして、1年限りということで子育て世帯の関係と、また併せて低所得者の下支えということで国の制度として進めているわけでございます。この内容については、事務といたしまして市町村が行うわけでございますけれども、町といたしましてはこの趣旨に沿いまして、一人の方でも申請が滞らないように全員の方に受けていただくように努力をしていきたいということでございます。

具体的な効果については、この1年終わって国の中で検証されて、この内容についてもどのような形で進めるかということは検討されると思っているところでございます。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 町民の所得に関して、数字上で少し説明をさせていただきます。

先ほど、24年から25年にかけて1億円ほど総所得が伸びているというお話をさせていただきましたが、それは人数の伸びによるという言い方で説明させていただきました。平均所得ということで今回は説明をさせていただきますと、平成24年が222万5,312円、平成25年が222万6,036円、平均が1,000円伸びたというだけで、基本的にはほぼ同じというふうに考えております。

この平均所得は、埼玉県内で申しますと非常に低いほうでございます。本庄地域は地区としては低いんだというふうにお考えいただければいいと思うんですけれども、基本的にはこの状況が変わっていかないだろうというふうに思っていますので、ただ、先ほどの1億円の伸びの部分は、いわゆる低所得の部分のところ若干伸びているという形になっておりますので、引き続き住民生活は厳しいものはあるとは考えておりますけれども、これがよりよい方向にいただければなというふうには思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、地方交付税と地方消費税交付金の関係についてと、それから算定替え特例についての2点について、再質問がありましたので御説明させていただきます。

まず、今回の地方財政計画の中の一つといたしまして、平成26年度の社会保障の充実というのが地方財政計画の中で挙げられております。消費税、地方消費税の引き上げにより、地方の財源を確保するとともに、社会保障の充実分の所要額を計上していくということでござい

て、財源確保といたしますと地方消費税の引き上げ、また消費税の交付税に法定率分の充実、また、地方負担額でございますけれども、社会保障の充実分、社会保障4経費の公経済負担分等が地方財政計画の中に盛り込まれているところでございます。

これを裏づけるために、地方交付税法の一部改正が行われたところでございます。今回、地方交付税の改正の中に、基準財政需要額の中に消費税相当分、消費税が上がった分については全額基準財政需要額に算入しておりますし、また、一方、基準財政収入額の中に地方消費税が上がった分も100%見るということで計上されておまして、これら消費税の改定に伴うもの、こういった費用についてが交付税の中に盛り込まれているというふうに理解をしているところでございます。

また、地方消費税交付金が増収となっておりますわけでございますけれども、これらの消費税の改定に当たりましては、社会保障の充実に充てるという趣旨がございますので、今回増収分につきましては、町の社会保障に関わる費用に充当財源として計上しているところでございます。一般財源ではございますけれども、こういった社会保障は引き続き増加傾向にあるわけでございますから、これの財源裏づけとして地方消費税等の財源を充実することによって、安定的な生活保障、社会保障等の費用等が確保できるのではないかというふうに考えているところでございます。

一方、算定替え特例でございますけれども、今回の平成の合併に当たりましては、さまざまな財政措置が行われておまして、交付税上では算定替え特例、また合併特例債の発行ということで交付税算入等の行われる起債等の発行がされておるわけでございます。これらに係る交付税で措置されている部分については、全体の所要額の中で確保されているというふうに理解しているところでございまして、今回合併した市町村が多かったから、合併しなかった市町村への交付税が少なくなってしまうといったことではないというふうに理解しているところでございます。ですので、合併後の算定替え特例が終了したから、その分が合併しなかった市町村の交付税が増額するといった関係にはないというふうに理解しておりますので、今回の合併に当たってはそれら合併に対する財源措置については、政府が責任持って交付税の中で措置されているものというふうに考えておりますので、しなかった市町村に対してその分が減っているとか、そういったことはないというふうに理解しているところでございます。

議長（高橋正行君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 河野光彦君発言〕

子育て共生課長（河野光彦君） 保育料の扶養控除の関係の御質問でございますが、平成26年度においての保育料につきましても扶養控除を取り入れてございます。

また、住宅資金貸付資金の関係でございます。先ほど御説明した、債権者につきましては28

名、そして滞納者につきましては27名、また先ほど言いました分割につきましては13名、未納者は14名ということでございます。

今後努力していく具体的な方法との御質問でございますが、まずは少額でも未納者の方への状況に応じた償還の指導を続けていきたいと思っております。また、催告書も出しているわけですが、今後も粘り強く交渉して納付を促していきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 16ページの重度心身障害者医療費の支給事業の県の補助金の関係でございませけれども、平成27年1月1日から65歳以上の新規の方については補助対象外になるということでございます。この内容について、どのような対応をするかということについては、平成26年度に入りまして、郡内等で事務レベルでも少し検討させてもらいたいと思います。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、歳入についての質疑を終了いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、歳出の質疑については予算書9ページから12ページまで、予算説明書25ページから164ページまでの質疑を願います。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 説明書の70ページであります。補助金のところの新規でつきました高齢者・障害者宅家具転倒防止対策補助金50万円でありますけれども、内容的にはわかっているわけなんです、どういう形の補助になるんでしょうか。1件当たり上限を決めるだとか、その具体的な補助内容についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、71ページでありますけれども、扶助費の介護保険利用料軽減対策費でありますけれども、これは在宅介護を利用した人の負担軽減に係るものだと思いますけれども、何名の方が対象になっているのか、前年度に比べて122万8,000円ほどいわゆる増えていますので、この内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

あと、73ページの国民年金事務費の委託料でありますけれども、昨日、内容を聞いて、27年10月の消費税を10%に向けた内容なんだなというふうに思いましたけれども、このことについ

ては国の指導によるものなのか、そのための何らかの補助というのは来ているのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

あと、85ページの児童福祉運営費の部分の法人立保育所等運営委託事業でありますけれども、3,330万9,000円の増額になっています。大変大きな伸びでありますので、この理由ですね、児童増が主な原因なのかどうか、そのほかの単価の引き上げ等が具体的にあるのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

93ページの環境衛生費でありますけれども、3年間続いてきた太陽光発電システムの設置補助金が終了したということではっきりと無くなってしまったわけなんですけれども、今後こうしたエコ社会を目指すことを支援していくということは、大事じゃないかなというふうに思っていますけれども、今後としてはどういう形を検討されていくのか、お尋ねしたいというふうに思います。

あと、97ページから98にかけての衛生費でありますけれども、負担金、補助及び交付金の補助金、リサイクル活動奨励補助金が前年度に比べて減額になっています。このことは、リサイクルする量が減ってきているということになるのではないかなというふうに思います。団体的には数は減っていないわけですので、住民の意識がリサイクルから少し外れてきているということなのかどうか。一方で、塵芥処理事業におきましては、委託料が156万ほどの増額となっています。毎年ここが少しずつまた増えている、分別しないでごみにしている傾向があらわれているのかどうか、そのことについてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

また、4月から家電リサイクルが始まると思いますけれども、その部分についてはどこに入っているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

次に、113ページの土木費でありますけれども、昨日補助金のところで木造住宅耐震診断補助金、木造建物耐震改修補助金、前年度と同額につきましたよ、ということでありましたけれども、前年度の実績をお尋ねしましたら、問い合わせがあったけれども利用者はゼロだったということでありました。一方で、対象家屋は3,500棟ほどあるということでもありますので、問い合わせがあっても利用されなかった理由、同額で予算を組んでおりますけれども、利用されるような内容になっているのかどうか、なぜ利用がされなかったのか、この辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

あと、137ページの図書館費でありますけれども、前年度対比で1,613万9,000円の増額になっています。指定管理することによってサービスを向上していくんだということでありましたけれども、これだけの金額があるならば時間延長等は図られたんじゃないかなというふうにも思うわけなんですけれども、指定管理のほうがよいと考えた理由について再度お尋ねしたいというふうに思います。

143ページの給食センター管理費でありますけれども、今年度の負担金の中には夏休み分の3日間の105万2,000円も含まれていますよということではありますが、消費税増税に伴う保護者の負担も入っているというふうに思います。これは入っていないんだ、すみません、そこは結構でございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 御説明させていただきます。

高齢者・障害者宅家具転倒防止でございますけれども、こちらにつきましては、地震により家具が転倒すると下敷きになってしまっけがをしたりとか、命を落とすとかという場合がございますので、そのための家具の転倒防止の取り付けでございます。

対象者につきましては、町内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及びひとり暮らしの障害者、この障害者につきましては手帳保持者の世帯ということで、住民税の非課税世帯と考えております。

補助内容につきましては、取り付け器具については次のいずれかということでございますけれども、ねじ止めを必要とするもの、2番目が家具転倒防止ポールを利用するもの、3番目でございますけれども、家具の下にストッパーを置くもの、4番目でございますけれども、食器棚に付属のガラスに張る飛散防止フィルムということで考えております。取り付け場所につきましては、居室または寝室のいずれか1室といたしまして、家具の取り付けは3台までということで考えてございます。

補助につきましては、器具代を含めまして、限度額は1万円以内とするということで考えております。もし、1万円を超えた場合につきましては、本人の自己負担ということも考えてございます。

続きまして、介護保険料軽減対策費278万8,000円の御質問ということでございますけれども、こちらにつきましては、平成25年度の見込みにつきましては939件でございます。内容にいたしましては、要支援、要介護認定で在宅サービスを利用した場合の低所得者の方に保険料の第1段階については、2分の1軽減、第2、第3段階については4分の1軽減でございます。人数ということでございますけれども、こちらにつきましては平成26年度保険料の算定の人数でございますけれども、第1段階が100人、第2段階が904人、第3段階が745人いらっしゃいますので、こちらの中から該当される方ということで考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 御説明いたします。

73ページの国民年金事務事業のシステム改修業務委託料、昨日も説明いたしましたが、平成27年10月1日に消費税が上がることに伴いまして老齢基礎年金の受給者の方、それから障害者年金、または遺族基礎年金の受給者の方に、一定の所得基準の方に給付金が交付されます。その所得判定等のためのシステム改修委託料ということで、国より依頼が来ております。また、そのシステム改修委託料につきましては、15ページの款14国庫支出金、項3委託金の目2民生費委託金の中の基礎年金事務費委託金の中に満額含まれております。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 住宅太陽光システムの補助金の関係でございますけれども、この内容についてはクリーンエネルギーの導入を支援して環境に優しい町づくりを行うということで、23、24、25ということで3カ年の補助事業ということで進めたところでございます。内容的には、大変環境に優しい町づくりに大きな効果があったというふうに考えているところでございます。

また、この導入誘導ということが所期の目的でございましたので、その目的についてはほぼ達成したということでございます。あわせまして、国のほうについても25年度をもって終了ということでございますので、あわせまして町としても当初の予定どおり3カ年で終了させていただいたところでございます。

他の事業ということで、105ページに商工振興費の中で省エネ対策の補助金ということで50万円が計上されておりますけれども、この中でソーラーシステムですとかエネファームシステム等の補助金を作っているところでございますけれども、今後はそういった環境に優しい町づくりは大きな町の課題でございますので、この中でまた必要に応じては、いろいろな施策を導入していきたいというふうに検討していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（高橋正行君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 河野光彦君発言〕

子育て共生課長（河野光彦君） それでは、85ページの法人立保育所等運営委託事業の予算の関係の御質問でございますが、この予算につきましては毎年歳出における支弁額をもとに算出をして行っております。昨年度の実績に基づいて計上しているものでございます。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君発言〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 97ページ、衛生費の清掃費の負担金、補助及び交付金のリサイクル補助金について減額になっている理由についてでございますが、これは今までの過年度の実績から、若干そのリサイクルの収集量が議員おっしゃるとおり減ってきていることによる減額でございます。リサイクルに回っている分の量が減っているということで、これについては、また広報等を通じて住民の方皆さんにリサイクル、もうちょっと活用していただけるようにということで、リサイクルしていただけるようという周知を図るほか、区長さん等にも通じまして、またリサイクルのほうをお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、塵芥処理事業費の委託料、これの増額分につきましては、4月の消費税増税に伴う分の増額ということでございます。

それと、4月からの小型家電のリサイクルが始まるわけでございますが、その費用がどこに入っているかという御質問でございますが、小型家電の収集につきましては、町役場の町民ホールに設置します小型家電回収ボックスによる収集のほか、拠点回収としまして年2回、クリーンの日、5月25日と10月の最終の日曜日、10月26日2回は役場のほうで利用者の持参による回収という形で、あと、そのほかリクエスト収集という形で収集のほうを考えておりますが、これの処分につきましては、国のほうの認定事業者との協力によりまして、基本的にはレアメタルなどの希少金属の回収をもとにしておりますので、有価金属ということである程度売れる部分がございますので、それとの回収費との相殺という形で基本的には費用が発生しないような形で現在見込んでいますので、歳出のほうにこちらのほうの費用のほうは見込んでございません。

続きまして、113ページの木造耐震診断耐震改修の補助金についての御質問でございます。今年度、平成25年度の実績は、確かに数件問い合わせがあったんですけども、最終的に耐震診断の補助金、耐震改修の補助金という形での申請までには至りませんでした。それについて、実際に問い合わせがあった方につきましては、特別その後、なぜ利用されなかったのかとか、そういったところまで調べてはないのですが、実際にいろいろな声を聞きますと、耐震改修、費用がかかるのと、あと昭和56年以前に建てられた建物ということで、もう既に30年以上たっているんで、どちらかという建て替えのほうに移ってしまっているというのもあって、なかなか利用されにくい状況があって、近隣市町の状況も聞いているんですけども、こういった補助金制度を設けているんですがなかなか利用されないということで、これについてはちょっと補助制度について、ほかにも他市町の状況も確認しながら、より利用されるようなものというのはどういった補助があるのかというのを検討しながらも、PR、周知につきましては、今もホームページまた広報等でやっているんですけども、今後も継続して周知に努めてまいり

たいというふうに考えております。

議長（高橋正行君） 図書館長。

〔図書館長 桑原正明君発言〕

図書館長（桑原正明君） それでは、説明させていただきます。

前年度に比較して金額が、だいぶ増額であるということなんですけれども、これは前年度と、つまり今年度におきましては図書館と郷土資料館のほうが給与費において職員が兼務しておりまして、その関係と図書館システムのコンピューターの機器の賃借料が再リースになっておりまして、これが26年度においては元に戻りまして、結果的に比較すると増額になっているということでございます。

それから、指定管理にする理由ですけれども、これについては、例えば民間のノウハウを生かした事業計画によって時間延長や開館日を増加させてサービスの向上を図るといふ、そういった趣旨で指定管理を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

9番、小暮議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） 1点だけ、確認というんですか、選挙の関係なんです、説明書の53ページと54ページの中で選挙費用、当然我々、町長含めて4月には4年に一度の町民からの支持というんですか、4年間の実績を問われる選挙なんです、当然これを見ますと、両方含めて約1,000万の税金をかけて行うわけですね。

その中で1点、投票の方法について関連なんで、これだけの費用をかけて当然1%でも、0.1でも投票率を上げるために、職員の方また選挙管理委員の方が大変な思いをして投票を呼びかけているわけですが、その中で投票方法というのがやはり、当日の投票ですね。それは当然、期日前投票、不在者投票という部分の中で、私が知りたいのは郵送等で投票する方法があるんですが、実はちょっと私も余り詳しく知らなかったのでこの場でお聞きするんですが、その中で、郵送で投票する中で、心身障害者の方、また戦傷で傷を負った方、また介護保険の認定証をお持ちになった方、これが郵送で投票できるということになっているんですが、その中で郵送による、その程度によりという文言があるんですね。ですから、要するに聞きたいのは、どういう程度でないと郵送で投票ができないのか、何かそういう、どうしてもしたくてもできない人も漏れてしまうのではないかと思うんですが、その程度の内容というのをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） 選挙の関係でございますけれども、郵送による投票ということですけれども、病院に入院している方などについては、病院で不在者投票とかが行えるということなんですけれども、郵送、病気の程度とか、その辺についてはちょっと今手元に資料がないので細かい説明ができないんですけれども、また後刻説明したいと思います。よろしいでしょうか。

議長（高橋正行君） 9番、小暮議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） では、申し訳ないですけれども、ある程度細かくお答えいただければと。私が実は心配しているのは、したくても、先ほど課長の言われたように病院に入院していればそのところに行って、病院とか施設に入っている方であればそのところで投票できるんですが、在宅で、自宅で動けない状態、また外に出た場合に感染だ何だかんだで外に出らない方もいるかと思うんですね。どうしてもしたいのにできない、そうした場合に、町としても国としても1票、0.1%でも投票を上げようと努力しているのに、どうしてもしたくてもできない方に対する救済措置というのは、すみません、後で答えていただけるとのことなのでちょっと脱線してしまったんですが、逆にそういうしたくてもできない方に対して町長はどういうふうにお考えか、町長の意見があれば、副町長でも結構ですが、関連なんです、お聞きしたいんですが。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） これは選挙管理委員会が所轄をしておりますので、私から答弁は控えさせていただきますと思います。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） 郵便による不在者投票の対象者ということなんですけれども、郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、障害のある者ということで、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の者に認められるということになってございまして、身体障害者手帳で言うと両下肢、体幹というんですか、移動機能障害とか、この1、2級、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害で1級と3級、免疫の障害は1から3級ということと、戦傷病者手帳につきましては、両下肢、体幹の障害ということで、特別項症とか第1項症、第2項症とかいろいろな形で分かれておりまして、もし何でしたらこれを後でコピーをしてお渡ししたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 1番、植原です。

予算説明書のほうの135ページの関係なんですけれども、公民館運営事業の関係で質問させていただきます。公民館の運営事業につきましては、前年度予算が1,692万3,000円で、26年度予算は1,698万2,000円ですので、額で5万9,000円の増になっております。それで、8の報償費なんですけれども、全体では7,000円の伸びになっているかと思いますが、出演の謝礼、これが8,000円の減となっております。それから、謝礼は新たに1万5,000円の増となっておりますけれども、質問したいことは、ここの8の報償費の各種講座等講師謝礼、これは前年度と同額の58万5,000円となっておりますけれども、この予算を私は増額すべきではないかというような意見を持っております。公民館の活動を活発化するには、新たな先生を招いて、そこで教室を開いて、クラブにして定期利用団体を増やす、そんなふうな方法が一番かと思っております。まず、これについて1点目お伺いしたいと思っております。

それから、2点目につきましては11の需用費、同じページでありますけれども消耗品、これは多分、公民館まつりの際に使われるものと思っておりますけれども、25年度の予算が102万5,000円ありました。26年度予算は、これが98万6,000円ということで3万9,000円の減になっております。そこで質問なんですけれども、各地区公民館のほうで伺ってみますと、なかなかお金がなくて公民館まつりは大変だというような話を各地区公民館で聞いておりますので、これを減額した理由、それについてお伺いしたいと思っております。

それから、3点目が、同じページ135ページ14の、136ページになりますけれども、使用料及び賃借料、この中の諸借上料というのがあるわけなんですけれども、これが前年度10万円から12万6,000円になっております。この予算の内容について説明をいただきたいと思っております。2万6,000円の増ということになっております。

それから、4点目が11の需用費の中で新たに印刷製本費、これが3万1,000円の増、それから13の委託料、136ページになると思いますけれども、舞台設備の操作委託料が3万4,000円、これが新たに予算化されていると思います。この予算の内容について御説明いただきたいと思っております。

それから、あと1点目は、上里町は平成25年4月1日に「学びとふれあいの町」を宣言をしております。この宣言文の中には、生涯学習の大切さをうたっております。それと、団塊の世代の退職等によって公民館の利用者は多分増加していると思っております。これに加えて、隣保館に

所属していた利用団体が各地区公民館に振り分けている、こういうことを考えれば、生涯学習の拠点である公民館の予算というのはもっと増額するべきではないかと私は考えておりますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 坂本正喜君発言〕

生涯学習課長（坂本正喜君） まず報償費の関係でございますけれども、各種講座等の講師謝礼の部分ですけれども、ここの部分につきましては昨年度から、昨年4月1日に「学びとふれあいの町」宣言をした関係で、公民館事業の中で中央公民館で5回講座を3回分、地区公民館で5回講座を各公民館1事業ずつ講師謝金の関係は増やしてございます。ということでありまして。あとは、報償費の中で、出演者謝礼につきましては若干減っているんですけれども、公民館まつり等に伝統芸能の部分の方の出演を依頼している関係で、単価を統一した関係で若干8,000円ばかり金額が減ってございます。

それと、もう一つの謝礼につきましては、公民館利用団体の合同発表会の際の司会者の謝礼という形で組んでございます。報償費については以上でございます。

それと、需用費につきましては、消耗品のところで、議員さんのほうからもありましたけれども、公民館まつり、また餅つき大会等の消耗品でございます。それと、あとは中央公民館にあります印刷機のインク、マスター代等の消耗品でございます。

あと、委託料のところで舞台設備操作委託ということで3万4,000円組んでございますけれども、こちらにつきましても公民館利用団体合同発表会の際の委託でございます。

それと、その下の使用料及び賃借料のところの諸借上料につきましては、公民館まつりにおきますガス器具等の借り上げと、あとはどんと焼きまつり、餅つき大会等におきますガス器具等の借り上げ、それで、公民館まつりにおきます2館ですけれども音響設備の借上料等が含まれております。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） それでは、学びとふれあいの関係の質問がありましたので、お答えさせていただきます。

昨年の4月に「学びとふれあいの町」宣言をさせていただきまして、生涯学習、学びを通しながら住民の皆様方に生きがいと明るい町づくりを進めていただくという狙いでやったわけですけれども、公民館の事業をもう少し増やしたらどうかというふうなお話ございました。昨年度、今、課長のほうからもありましたように、今までの公民館事業プラス・アルファという

形で、連続物講座というものを今年度25年度は中央公民館それから地区館で開かせていただきました。

地区館のほうの連続講座というのは、やはり趣味的なもの、生きがいに結びつくものを基本的に考えさせていただきました。中央公民館は、どちらかというと町づくり、あるいは町のために少し町を活性化させるような意味合いの講座もということで、あるいは、定年、リタイアした人たちが町に対する理解を深めていただくというような形で、昨年度は1つは歴史講座を、町の歴史という形で組ませていただきまして、今年度も同じように、26年度も中央公民館では町を知ってもらうというものを基本的には考えていこうじゃないかという形で講座的には組ませていただきました。

予算的に報償費を増やしてもう少し講座を作ったらいかがなものかというふうなお話がありましたけれども、現状では地域の人たちの中の知識を持っている方たちを講師にしながら、まだできるのではないかなというふうに思っているところでございまして、今後さらに公民館での学習活動を活性化するための方法等も考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 今、御説明いただきましたけれども、現実として各種講座等の講師等の謝礼につきましては、地区館に実際教室の開催を求めてある先生が何力所か行っているんですけども、結局講師の謝金がないということで断られているのが現状なんですね。2つ3つの館でそんなような状況が実際起こっております。ですから、そこら辺のところももうちょっと考えていただきたいなと思っております。再度、その点について、ちょっと御説明いただきたいと思えます。

それから、「学びとふれあいの町」宣言をしまして、実際生涯学習の大切さというのを訴えておるわけですから、あとは隣保館でやっていた事業が、そこら辺が全部各地区館のほうに振り分けられたり、今まで隣保館でやっていた事業の費用が浮くわけですね。ですから、そこら辺のところを、全体で5万9,000円の増になっておりますけれども、補正の中で考えていただくか、もうちょっと利用者も増えてこれからどんどん来ると思えます。そういった意味では、もうちょっと中央公民館も含めて各地区館の予算の充実をお願いして、さらに活発になるように是非お願いしたいと思えます。

また、今の2点についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 御指摘のとおりだと思います。隣保館あるいは集会所等の事業が終了して、公民館のほうにも移ってきているというのも事実でございます。利用者の数も増えております。したがって、講座数も増やさなくちゃいけないというのも一つあるかと思えますけれども、この件につきましては、今後町と相談をしながら検討を進めてまいりたいなというふうには思っておりますのでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 先ほど質問しなかったのは、ページ数がちょっと決まっていない部分なんですけれども、全体に通して言えることなんですけれども、光熱費が大変どの課においても増加で見込んでいると思います。小・中におきましては、エアコンを設置したということで特別な増加部分もあるわけでありまして、そのほかの全課において増額になっている、やっぱり東電の値上げが大きく影響していると思います。

それで、自治体によりましては、東電以外の電気を購入するという方向もだいぶ進んでいるようであります。神奈川県だったと思いますけれども、公共施設の90%を東電外から買うことによって億単位の削減、1億5,000万だったかな、という削減になっているようであります。上里町におきましては、そうした部分について今後どう考えておられるのか。大変な全体を通して増額になっておりますので、お尋ねしておきたいと思います。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、光熱費全体の予算計上ということでございますので、私のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。

今年度の平成26年度当初予算におけます光熱費については、増額となっていることはもちろんでございます。まず1つは、消費税が値上げになっているということでございますので、5%から8%へ値上げと、改定されるということで、これによる増加が1つの要因でございます。また、昨年、平成25年度の使用実績を見ておきますと、非常に猛暑だとか、今年冬は寒いとかということでございます。特に、公共施設については電気を熱源とする空調設備となっておりますので、こういった気象現象による使用料というものは非常に増えているというのは1点でございます。このため、平成25年度の中でかなり光熱水費についての電気料等の補正予算を計上させていただいておりましたので、この辺を考慮した上で、当初予算のほうも実績を踏

まえた予算化ということで増額しているというのが1点でございます。

もう1点は、沓澤議員さん御指摘のとおり、小・中学校についてはそれぞれ今回空調設備を新たに設備を行いましたので、本格的稼働という意味では26年度からが本格的な稼働に当たりますので、これらの経費増といった点でなっておるところでございます。

また、一方で東京電力による値上げも行われてございますので、これらの値上げによる要因による経費増、こういった4点によって今回光熱水費等の予算計上については、十分こういった点についても配慮させていただきながら、経費の増加を見込んで予算を計上させていただいているところでございます。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） 庁舎管理上の電気代ということでございますけれども、東電から電気を買ってということですが、この1月か2月ですか、PPSというものを検討を始めたというところで、その導入について、また今後導入について検討していきたいということやってございます。庁舎の電気代も1,250万程度かかっていますので、この辺削減についても検討していかなければいけないと考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、以上で平成26年度上里町一般会計予算についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時50分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第18号 2014年（平成26年）度上里町一般会計予算に反対の討論を行います。

2014年度上里町一般会計予算の歳入歳出総額は77億5,090万円であり、前年度と比べ4億

1,340万円の減額予算となりました。今年度予算は、国の影響を大きく受けた住民負担増の予算となっています。歳入の43.2%を占める町税の個人町民税は1万4,770人で、前年より1,580万2,000円増額の12億6,722万4,000円と見込んでいます。

地方税法の改定により、東日本大震災の復興特別税が2014年度から10年間、町県民税合わせて1人当たり1,000円の増額が始まります。町税では1人当たり500円、全体では約700万円が復興税となります。一方で、法人分は前年度より若干増額ですが、2012年度から一旦税率を下げた上で、10%の復興税を3年間としてスタートしたものの、1年前倒しで廃止されます。

また、自動車取得税交付金は、税率の変更により町の交付額は前年度の6割に減りましたが、自動車税は来年度から軽自動車税等が大幅に上がることが決まっています。ほかにも、復興税は2013年1月分から25年間、所得税に2.1%が含まれています。子育て世帯は、2年前から扶養控除の廃止による負担増も続いています。年金受給者には、昨年10月に続き、4月にも1%支給減が計画されています。生活保護世帯も、8月に保護費が減額され、3年間で670億の削減が決まっています。

こうしたときに、4月から消費税が5%から8%に増額し、国民全体で8兆円の負担増となり、平均年収237万円の世帯の場合、3%引き上げられることにより5万7,529円の増税になります。

町の財政面として、消費税が増額されることにより、地方消費税交付金の市町村交付の割合が1%から1.7%に上がることにより5,800万円の増額の2億5,000万円が交付されますが、一方で地方交付税が減額となっています。

こうした中、4月から消費税率が上がることから、所得の低い人や児童手当の受給者で所得が児童手当の所得制限額に満たない方を対象に1人当たり1万円を支給し、なおかつ臨時福祉給付金の支給対象者のうち、老齢基礎年金と児童扶養手当等の受給者については1人につき5,000円の加算をするとして、暫定的、臨時的な措置とする国庫補助として臨時福祉給付金事業補助金と子育て世帯臨時特例給付金事業補助国庫補助金が事務費を含め1億6,574万4,000円つきましたが、所得が低いほど負担率が高くなる消費税の引き上げを、単年度1回限りの1万円の支給とその事務のために1,674万4,000円もかける事業が入りました。

5館の公立放課後保育所のうち、2館は国・県の基準である40人定員を以前から超えておりましたけれども、さらに今年度は1館において60人を65人にするなど、待機児を出さない努力は必要であります。過密をさらに認めることは問題です。

また、公立保育所の職員については、依然として30人中、正規保育士は10人という状況が続いています。

同和対策事業については、住宅資金貸付事業の公債費が平成33年までということですが、返

済に充てるための貸付収入は7,340万9,000円の滞納繰り越し分があり、28名で114万2,000円の計上となっていますが、依然として返済可能の見通しのない状況であります。

また、町民からも近隣からも利用者が多く、評判の高かった町立図書館が指定管理委託されることになりました。

今年度予算では、地域公共交通サービス計画策定業務として利用者の希望やどんなことで困っているのかなどを含めたアンケートの予算がつかしました。高齢者・障害者宅家具転倒防止対策補助金、民間放課後保育所クラブ3館の賃借料補助金の増額などは評価できることです。

しかしながら、国の負担増に巻き込まれている町民の生活を支援し、負担を軽減して生活を守る予算にはなっていないので、2014年（平成26年）度上里町一般会計予算に反対いたします。

以上です。

議長（高橋正行君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

13番。

〔13番 根岸 晃君発言〕

13番（根岸 晃君） 13番、根岸。

平成26年度上里町一般会計歳入歳出予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成26年度の経済情勢を、安倍内閣は金融施策、財政施策、成長戦略の3本の矢により景気回復の動きが広まり、雇用や所得環境の改善がなされると見込んでおります。

4月からの消費税率の引き上げによる駆け込み需要とその反動が心配されるわけですが、今後の経済情勢を注視しながら地方財政の健全化を図っていただきたいと考えております。

上里町の当初予算の編成は、国が示している地方財政計画をもとに、税収の伸びや消費税率の引き上げなどさまざまな要因による歳入を見込み、継続事業や重要施策、そして町民が安心して元気に暮らせる町づくりのための予算となっているものと考えます。

一般会計の予算総額は77億5,090万円となり、前年度と比較しまして4億1,340万円の減額となっておりますが、昨年度は国営神流川沿岸土地改良事業負担金6億3,900万円余りを計上していたため一概には言えませんが、その負担金を単純に除き、前年度と比較しますと3%の伸びとなり、国や県と同程度の伸びではないかと思われまます。

平成26年度の歳出ですが、これまで継続実施しております上里中学校の改築事業については、3月定例議会において特別教室棟の改築費用を計上し、平成26年度当初予算では体育館の設計なども計上しており、学習環境向上の取り組みがなされております。

また、同じく継続している上里サービスエリア周辺地区事業についても、関連事業等の整備や（仮称）上里スマートインターチェンジの工事や設計をネクスコ東日本に委託し、来年の12

月の供用に向けて予算が計上されております。

そして、事業地内に農業を通して交流の場などを図る農村公園設置のための予算も計上されており、町の活性化に大きく寄与されるのではないかと考えております。

町長の施政方針や予算編成での取り組みにつきましても、健康で元気な町づくりとし、各種検診や予防接種の充実、子育て支援や障害者、高齢者支援、そして新たに骨髄バンクドナー支援事業補助金の創設など、全ての町民が健康でいられる町づくりが示されております。

安全に暮らせる町づくりには、木造住宅の耐震診断や耐震改修の推進、防犯や子どもたちの地域見守り隊の支援、子どもたちが安心して遊べる公園の点検や整備、そして、新たに高齢者宅や障害者宅の家具転倒防止対策など、安全・安心の町づくりの取り組みがなされております。

道路や公共施設等についても、新たに児玉工業団地へのアクセス道路の推進や道路橋梁の長寿命化への取り組み、公共施設のアセットマネジメント取り組み、そして、引き続き上下水道の整備促進が図られています。

学びとふれあいのある町づくりについても、学校施設の整備や児童・生徒の学力向上、公民館活動の充実、放課後子供教室での子どもたちと地域の人たちとの触れ合い、図書館の利用へのサービス向上、スポーツやこむぎっち体操を通じて、触れ合いのある元気な町づくりを目指す取り組みがなされております。

そして、財政の健全化の取り組みでは、引き続き行財政改革に努めるとともに、将来に向け持続性のある財政運営を図るため、水道課と下水道課の統合や指定管理者制度への取り組み、新たな税収確保の取り組みとして納税推進コールセンター業務委託、預金による利子収入の取り組み、事務の効率化や自主財源の確保のための努力がなされております。

一方、歳入面を見ますと、税収は景気の回復傾向を踏まえ前年対比1%の増額を見込んでいるとともに、消費税率の引き上げの増額分や地方交付税についても、さまざまな要因を踏まえ適正な見込み額であると思われれます。

予算全体について、事業の選択と集中の取り組みがなされ、住民ニーズに適切に対応しているものと考えております。

今後の財政収支を考えますと、景気は好転しつつあるものの、公債費や社会保障費等の義務的経費が増加すると予想されますので、今後もさらなる財政の健全化に向けた取り組みと施策の重点化や効率的な行政運営をお願いするところであります。

町民の皆さんが、「これからも、この明るく元気な上里町に、住み続けたい。」と言われるように、さらなる努力をお願いいたしまして、平成26年度一般会計予算の賛成討論といたします。

以上、賛成討論でございます。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 平成26年度上里町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 町長提出議案第19号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算について

議長（高橋正行君） 日程第25、町長提出議案第19号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については15ページから19ページまで、予算説明書については167ページから199ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

それでは質問させていただきます。

説明書の169ページであります。国民健康保険税の保険税のところでお尋ねしたいわけなんです、上里町の平均所得は222万636円と先ほど答弁がありました。昨日の質問の中では、国保加入者の平均所得は184万4,550円ということだったと思います。やはり、この数字からも明らかのように、所得の少ない方たちの保険になっているわけであります。

こういう中で、滞納繰り越しでありますけれども、13%ほど見込んでいるということであります。昨年の平成24年度決算では3億1,985万6,000円という滞納額でありましたけれども、この滞納額は3月見込みでどのようになるのでしょうか。

また、不納欠損の考え方についてお尋ねしたいと思います。昨日の課長の説明ですと、滞納の傾向としては普通に所得があった方が職を失うなど急激な事情の変化によって所得が落ち込んだことを発端に滞納になることが多いということでした。雇用形態が変わる中で、本当に個人の努力だけでは職を守ることができない、なおかつ、職を失った場合にもすぐに一定収入を

得られる職につく状況がない社会が続いている中で、その滞納をずっと持ち越していくことになっていくと思います。この不納欠損の考え方についてお尋ねしたいなというふうに思います。

また、昨日の質問に対して、資格証明書が56名、短期証明書も3カ月、6カ月合わせて163名ということでありますけれども、児童・生徒いわゆる18歳未満のお子さんに対しては、資格証明書は発行していないと思いますけれども、やはり命に関わる部分でありますし、証明書が違うことでなかなか証明書だとか短期証ということがかかりづらいというようなことから、悪化させることも考えられますので、その証明書や短期証明書ですね、そうしたことを行わない方向の検討はされないのかどうか。埼玉県内にはそういうのはゼロという自治体もあるようですので、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

あとは、共同事業交付金と共同事業拠出金についてでありますけれども、高額な医療が発生した場合など安定的に運営していくためにということで、市町村が共同で拠出して、そこから交付を受けて安定的に国保を運営していくという、そういうことに基づいているわけだと思いますけれども、財政共同安定化事業交付金については30万円から10万円に平成24年度から変わってきていて、今年度の予算でも1億1,022万2,000円の増額が見込まれているわけでありますけれども、共同事業の運営状況というのは非常に安定しているんじゃないかなと思ったりもします。受けるお金と今年度の拠出額ですね、拠出額については、さまざまな負担割合によって計算されてくるものだと思いますけれども、どの自治体も国保は大変な状況にあると思いますので、この拠出金については市町村の意見が反映されるものなのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） それでは、最初に、調定額の関係のところから説明をさせていただきたいと思います。

3月末ということでしたので、現時点、2月末の段階でございますけれども、3億1,602万1,053円の滞繰りの調定がございます。調定額そのものはこのまま恐らく変わらないだろうと、3月末についても考えているところでございます。この数年、3億3,000万程度のところから現在3億1,600万まで下がってきておりますので、若干ですけれども減少していく傾向にあるというのが今の状況でございます。

それに伴う不納欠損の考え方という御質問でございますけれども、不納欠損を行うというのは基本的に課税された国民健康保険税が支払えない状況、例えば生活保護になったというような所得の低所得になった場合については、いわゆる執行停止というものを財産状況を勘案、調査させていただいて決定してまいります。どうしても払えないという状況がそのまま3年間続

きますと、いわゆる不納欠損を行う。また、例えば課税されて滞納されていた方が亡くなってしまって、その相続人の方たちがその負債については相続放棄をするよというような場合もございます。この場合は、3年間もって何ら状況の変更がありませんので、即時欠損という形でその年度中に欠損してしまうというような場合もございます。基本的には、払えない状況がある、その払えない状況が法律に定められた状況に合致するかどうか、財産があるかどうか、回復の見込みがあるかどうかといったものを勘案しながら、執行停止及び不納欠損に至っていくというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 資格証明書と短期証明書の関係について御説明いたします。

昨日も、資格証明書それから短期証明書の方の人数、世帯数等説明いたしましたが、18歳未満の児童・生徒の方につきましては、資格証明書であれ3カ月の短期保険証の対象の世帯であれ、半年、6カ月期間の短期の保険証を交付してございます。

また、何で資格証明書、短期被保険者証を交付していきますかという、基本的には滞納がありまして、税務課のほうで滞納の徴収等に伺っているわけですが、その相談に応じない方、そういう方を対象に納税の相談の機会を設けたいという形で、短期6カ月から3カ月に移行したり、短期の3カ月でもほとんどその対応に応じてくれない方については資格証明書を出している状況でございます。

なお、医療にかかりづらいと、そういう形の中で当然医療機関にかかる場合については町のほうには相談に伺ってきていただきます。そのとき、税務課等と納税の相談等を行うわけですが、医療機関にかかる場合についてはその場で内容を確認しまして、特別な事情があれば当然特別な事情を出していただきまして、資格証明書の方については短期の保険証に切りかえております。25年度につきましては、資格証の対象の方が6世帯ほど短期のほうに移行してございます。

埼玉県内でゼロという自治体もあるということですが、基本的にはこれは国の制度の中で行っている制度で、あくまでも医療機関にかからないという形じゃなくて、あくまでも納税相談を受けていただいて、スムーズな医療保険の国保財政の運営ができるような形に持っていきたいという形でやっている状況でございます。

続きまして、共同事業の拠出金の関係でございます。上里町の場合、保険財政共同安定化事業の交付金と高額医療費共同事業の交付金と拠出金がございます。その中で、高額医療費共同事業につきましては、交付金と拠出金、それに国・県の4分の1ずつ、拠出金額の2分の1が

国・県から交付されてございます。それらを合わせますと、26年度の予算の見込みでは1億4,000万程度、国保財政にはプラスになってございます。

また、平成27年度からは医療費、今、保険財政共同安定化事業につきましては、10万円からは全ての医療費を対象にという形で今動いてございます。現在、拠出方法が医療費の実績割、それと所得割、被保険者割等となっていますけれども、27年度からの拠出方法は今のところ医療費の実績割と被保険者割でという形で方向性は出ていますけれども、その内容については今県のほうからは意見聴取等の照会も来てございますので、ある程度市町村の意向も酌み入れられていくという形になっています。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、沓澤幸子です。

議案第19号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

2014年（平成26年）度の上里町国民健康保険特別会計予算は34億2,734万9,000円であり、前年度より2億211万9,000円増となりました。歳入の国民健康保険税は6億6,140万9,000円で、前年度より768万3,000円の増額見込みとなっています。収納率の見込みは、一般被保険者88%、退職被保険者の収納率は97%であります。しかし、滞納繰り越し分については、2月末で3億1,602万ということですが、収納率を13%しか見込めない予算であります。

国保加入者は、自営業者、農業従事者、非正規労働者や失業者、高齢者などが多く、上里町の国民健康保険加入者の80.55%は所得200万円未満世帯であることが昨日の答弁でも明らかになっています。法定減免世帯が44.38%を占めていることも明らかです。所得が少ない加入者に高い保険税は、加入者を苦しめることではないでしょうか。

短期保険証は3カ月、83名、6カ月、80名、合わせて163名、資格証明書は56名に発行されています。憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とありますが、被保険者の生活実態とかけ離れた負担増となっていることに対し、2014年（平成26年）度上里町国民健康保険特別会計予算に反対といたします。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第19号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11時25分休憩

午後 1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 町長提出議案第20号 平成26年度上里町介護保険特別会計予算について

議長（高橋正行君） 日程第26、町長提出議案第20号 平成26年度上里町介護保険特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については23ページから25ページまで、予算説明書については203ページから235ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

こちらの当初予算説明資料の8ページでお願いしたいと思います。

まず、介護保険の全体の負担の割合でありますけれども、公費分が50%で、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者で21%と29%を負担するという、そういうことになっていると思いますけれども、昨日の説明等を聞いていますと、居宅の介護については国の負担金は20%、施設については15%で、この8ページの構成比を見ますと、国庫支出金は20.6ということあります。全体のこの介護保険に対しての国の負担の割合というのが25%で、その4分の1ずつ、50%のうちの半分ですね、2分の1の25%が国、そのうちの4分の1ずつが町と県ということ

になっていると思いますけれども、この辺について1点お尋ねしたいというふうに思います。

それと、説明書の205ページでありますけれども、第1号被保険者の保険料は前年度の収納見込みは98.5%だったように記憶しているんですけども、今年度は98.3%を見込んだということについて、やはり見込みを減らしたのは前年度の実績が落ちているということなんでしょうけれども、その背景にある事情についてはどのように受け止めているのか。

あと、普通徴収者、26年1月末で860人おられるそうですけれども、その方々のいわゆる保険料が滞納になっていくんであろうというふうに思いますので、その様子というんですか、状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

あと、213ページの介護サービス等諸費、要介護者ですね、これを見ますと、居宅介護サービス給付が5,698万6,000円の増額、他の地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等は減額になっているわけなんですけれども、居宅介護サービス費といいますとホームヘルパーサービスであるとかデイサービスだというふうに思いますけれども、この利用傾向が高まっているということでしょうか。今後の伸びについてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

あと、保険給付費の介護予防サービス等諸費、要支援の方たちのサービスですけれども、こちらやはり1の介護予防サービス給付費が916万9,000円と増額になっており、また、計画給付費ですね、予防サービスの計画、計画に基づいてサービスが行われるわけありますから、こちら増になるわけですけれども、こちらの増が多く見受けられますけれども、要支援者の認定が増えると見込んでいるのかどうか、お尋ねします。

以上です。

議長（高橋正行君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 最初の質問につきましては、国と県の負担割合ということかと思われまます。基本的な負担割合につきましては、施設等給付費につきましては国の調整交付金が5%でございます。国の負担割合が施設等給付費は15%、県の負担割合が17.5%、それと町が負担割合12.5%で50%ということがまず基本でございます。40歳から64歳の負担割合が29%、65歳以上の負担割合が21%で、合計100%ということで、施設等の給付費については負担割合になっているわけでございます。

居宅の給付費につきましても、国の調整交付金が5%、国の負担割合が20%、県の負担割合が12.5%、町の負担割合が12.5%、40から60歳の負担割合が29%、65歳以上の保険料で21%ということがまず基本の負担割合でございます。

この表につきましては、構成比に対する増減率ということで、介護保険料が26年度構成比

については22%、国庫支出金が19.8%、支払交付金については27%、県支出金が13.9%、繰入金が17.2%、繰越金と諸収入はゼロ%で、26年度の構成比については100%ということでございます。

続きまして、205ページでございますけれども、収納率につきましては、平成25年度の補正では98.5%を見込みさせていただきましてけれども、平成26年度の当初につきましては、平成24年度の収納率の98%を見込んで予算計上をさせていただきました。

次でございますけれども、普通徴収860人、こちらが滞納になるのではないかということの御質問だと思いますけれども、こちらにつきましては普通徴収の方が860人いらっしゃるわけですけれども、基本的には滞納になる確率が高いということでございますけれども、そちらを滞納にならないようにということで町といたしましても督促とか催告、それと平成25年度につきましては、戸別訪問をさせていただきまして納付交渉を行ったわけでございます。訪問件数につきましては、平成25年度の実績でございますけれども119件、そのうち、本人に会えて交渉できた件数が45件、不在ということでお留守の方が74件、収納は1件、8,000円が収納という状況がございました。

それで、平成25年6月末の滞納繰り越しの人数につきましては195人でございます。平成26年度の先ほど860人が滞納繰り越しになる可能性が高いということでございますけれども、26年度の被保険者数6,650人の3%相当ということで199人が滞納になるのではないかということで見込んでございます。

それと、その次の居宅サービスが増えているということでございますけれども、こちらにつきましては、高齢者住宅等が最近増えてございまして、特にサービス付き高齢者住宅が増えてございます。その中には、デイサービス併用ということでデイサービス併用型がございまして、その中のデイサービスにつきましては、100%使っていただいているということもございまして、居宅のサービスが伸びているのではないかなというふうに考えてございます。

それと、今後の伸びでございますけれども、平成26年度の当初予算につきましては、歳入歳出とも2%の伸びということで予算計上させていただいてございます。

それと、要支援の方の916万9,000円でございますけれども、こちらにつきましては平成26年2月末でございますけれども、要支援1と2の認定者数につきましては272人、そのうちの予防給付の数につきましては182人、あと要介護1から5が672人が認定者数でございます。そのうちの予防給付の人数が375人、合計しますと認定者数が944人、在宅の予防給付の数につきましては557人でございます。在宅サービスの利用率につきましては、59%でございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤幸子議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） 先ほど1点質問を忘れちゃったんですけれども、213ページの保険給付費でありますけれども、在宅サービス、ホームヘルプサービスであるとか、特にデイサービスがサービス付き高齢者住宅の増加によって増えているということでありましたけれども、一方で施設サービス給付が2,651万5,000円の減額となっているわけでありますけれども、常々傾向としては施設サービスを希望する方が多いというふうに伺っておりますけれども、この原因はどこにあるのか。例えば施設サービスを希望されているけれども、満床で入れなくて待機になっている方がおられるのか、もしおられるとしたら何名ほどなのか、そのことについて伺いたいと思います。

議長（高橋正行君） 高齢者いきいき課長。

〔 高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言 〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） それでは、御説明をさせていただきます。

先ほどの施設サービスの関係ということでございますけれども、平成26年2月末現在でございますけれども、施設利用者につきましては219人でございます。25年1月現在の人数でございますけれども、こちらについては229人ということで、人数的には施設が10人減少しているわけでございます。こちらが減少しているのではないかなということで考えてございます。

それと、施設入所の待機の数でございますけれども、こちらにつきましては平成25年4月1日の基準日で、上里町の待機者数につきましては実数で36人でございます。それと、埼玉県のホームページ、こちらのほうの特別養護老人ホーム入所希望につきましては、26年3月1日現在の入所待ち情報でございますけれども、人数的には1つの施設でございますけれども、入所待ち数が99人、そのうちの要介護4以上が46人、もう一つにつきましては同じく入所待ち数が21人、要介護4以上が8人、最後の施設でございますけれども、入所待ち施設が103人、要介護4以上が39人ということで、重複申し込みでございますけれども、以上の人数が重複申し込みをされて待機待ちの人数でございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第20号 2014年（平成26年）度上里町介護保険特別会計予算に反対の討論を行います。

2014年（平成26年）度上里町介護保険特別会計予算は15億4,872万1,000円であり、前年度より3,060万8,000円増額となっています。第1号被保険者の介護保険料は6,650人に対し3億4,092万8,000円であり、1人当たりの平均は5万2,439円になります。

滞納繰り越し分が約893万5,000円あり、うち収納を見込んでいるのは111万6,000円です。第1号被保険者は6,650人、第1階層から特例第4階層が全体の45.38%と約半分を占めています。

2014年2月現在の介護認定者は944人、うち介護サービス利用者は776人で82.2%であります。

今年度は、第6期介護保険事業計画及び新老人保健福祉計画策定業務委託料240万円が計上されました。見直しのたびに保険料の増額にならないような配慮が、この計画の中で必要だと考えています。

高額サービス費は263万3,000円減額の2,345万円になっていますが、1カ月利用額が階層によって決められた給付の限度額を超えた場合に払い戻されるもので、2013年12月の状況は1,747件中96.24%が基準である第4階層以下の階層でした。

このように大変高い保険料を納めていながら、一方では住宅サービス、施設サービスの待機者は36人となっております。

社会保障としてスタートした介護保険制度でありながら、見直しのたびごとに負担が重くなり、利用するたびに求められる利用料、その負担も相まい必要な介護を安心して受けられない、そうした会計になっていますので、2014年（平成26年）度上里町介護保険特別会計予算に反対といたします。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 平成26年度上里町介護保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 町長提出議案第21号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

議長（高橋正行君） 日程第27、町長提出議案第21号 平成26年度上里町後期高齢者医療特

別会計予算についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については29ページ、31ページ、予算説明書については239ページから245ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

それでは、説明書の241ページをお願いしたいと思います。

後期高齢者医療保険料は2年に1回見直されるという、今年といいますか、2014年度予算はその改定の年に当たるわけでありまして、広域連合では平均で6円、前回よりも下げての保険料となったわけでありまして、均等割が若干増え、また所得割も0.04%増えるということで、限度額が2万円増えるという、そういう内容だったと思いますけれども、この改定で保険料が最高幾ら下がり、幾ら上がり、その幅ですね、上がる人、下がる人の内容的にはどのようになると予想しての予算なんでしょうか。

滞納繰り越しにつきましては、34万7,000円と少額ではありますけれども、この背景には200万円ほどが見込まれているということでありまして、この方たちの所得はどのようになっているのか。昨日の質疑の中では、2割から9割軽減まで含めて1,800人ということで、この後期高齢者医療保険の保険者295人の約62%が何らかの軽減を受ける対象になっているという内容であります。これは埼玉県全体では、私もちょっと調べていないんですけれども、どうなんでしょうか。高いところにいるのか、低いところにいるのか、平均的なのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

また、今回の改定におきまして市町村からこの広域連合に対してお願いとか、そういうことは行ったのかどうか。先日の報告では、67億を入れて前回と同程度の保険料に抑えたという報告でありましたけれども、相当額の基金を埼玉の広域連合は持っているというふうに聞いていますので、その辺について御説明をお願いします。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 説明させていただきます。

初めに、保険料の改定のございます。今回、均等割額を1人当たり580円、4万2,440円に改定しました。また、所得割を0.04%増の8.29%、それから賦課限度額を2万円増やしまして57万円という形でしております。上里町の1人当たりの保険料は、昨年に比べて6円では

なくて1,266円増の5万624円という形になってございます。県の平均保険料については、7万5,299円という形で説明したかと思えます。

先ほど、この改定によって賦課の高い人と最低の人はどの位になるかという、9割軽減の方が均等割保険料の4万2,240円の9割が軽減されますので4,240円が一番低い保険料の方でございます。また、高い方は、今年度賦課限度額に達している方は13人ほどございました。今回2万円改定することによって、今の現状では、12人程度が賦課限度額までの負担になるという形で、一番高い方で57万円が負担額になるという形でございます。

続きまして、滞納の関係でよろしいでしょうか。滞納者の所得階層については、確認しておりませんので、後日確認させてもらって説明いたします。

それから、後期高齢者広域連合の今回改定に当たって町のほうから要望等は上げたかという内容でございますけれども、基本的には後期高齢者医療広域連合は埼玉県在全市町村で構成されております。その中で、広域連合の中に議会がございます。そこで審議されて検討されているわけでございます。その中で、今回の改定に当たって、すみません、ちょっとお待ちください、埼玉県社会保障推進協議会から後期高齢者医療保険料の大幅な値下げをとという形で要望書が出されております。また、それに基づいて広域連合でも検討しまして、今回説明しましたように、単純に給付費に対して保険料を算定ではなくて、大幅な予算を保険料の軽減のために投入してございます。先ほど沓澤議員が申したような額を繰り入れしてございます。その関係で、今年度は昨年若干プラスになった保険料改定という形になってございます。

また、基金の関係でございます。埼玉県後期高齢者広域連合においては基金を所有しております。基金残高につきましては、保険料平準化のための基金が積み立ててございますので、その関係については、また再度確認させて説明させていただきます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 基金は84億あるようなんですけれども、この上里町の構成ですね、この後期高齢者加入者の構成なんですけれども、2,905人中62%にも当たる方たちが何らかの軽減対象で、県の平均が7万5,230円ですか、それで町の平均が5万6,024円ということですから、ここでも上里町の後期高齢者の方たちの所得の厳しさというのがあらわれているのかなというふうに思うわけなんです。

最高の57万、限度いっぱいお支払いする方も、先ほどの説明ですと13人おられるようなんですけれども、やはり本当に上里町全体を見れば厳しい方たちが多いというふうに思うわけなんです

けれども、県内での平均と言うんでしょうか、そういうものは資料としてあるのでしょうか。できれば、いただければと思っています。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 県内の所得階層別のということですか。平均の割合というのは、保険料の平均の割合でよろしいでしょうか、それは、じゃ後日提示します。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第21号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

2014年（平成26年）度上里町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出2億1,194万9,000円であり、昨年に比べ878万9,000円の増額予算であります。

歳出の95.11%が後期高齢者医療広域連合納付金となっています。歳入の後期高齢者の医療保険料見込みは1億4,667万3,000円と、前年度に比べ752万2,000円の増額であります。これは、2年ごとの見直しの年に当たる2014年度の保険料によるものだと思います。

2014年度の保険料は、均等割で580円増額、所得割は0.04%増、最高限度額は2万円アップの57万円となりました。1人当たりの保険料は前回よりも平均で6円下がった7万5,230円ですが、上里町の平均は5万6,024円となりました。

埼玉県後期高齢者医療広域連合は、今回の見直しに当たり余剰金82億のうち67億を活用しましたが、84億の財政安定化基金はそのままとしました。24、25年の埼玉県の保険料は全国で見ると6から7番目に高く、1人当たりの医療費は31から32位と低くなっています。

高齢者は年金の減少、消費税の増額、生活必需品の値上げなど厳しい現状がある中で、余剰金と財政安定化基金を可能な限り活用すれば、保険料の負担軽減はまだ可能であったと考えます。上里町の後期高齢者医療保険者は2,905人であり、そのうちの1,800人、61.96%が2割から9割の何らかの法定減免を受けている実態からも、安心・安全な医療保険になっていないと言わざるを得ません。75歳という年齢で区別をしてきているこの保険制度そのものに対しても問題があるというふうに考えています。

そうしたことを述べて、2014年（平成26年）度上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対であります。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第21号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 町長提出議案第22号 平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

議長（高橋正行君） 日程第28、町長提出議案第22号 平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については35ページから37ページ、予算説明書については249ページから257ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第22号 平成26年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 9 町長提出議案第 2 3 号 平成 2 6 年度上里町水道事業会計予算について

議長（高橋正行君） 日程第29、提出議案第23号 平成26年度上里町水道事業会計予算についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については41ページから44ページまで、予算説明書については261ページから292ページまでの収入支出全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第23号 平成26年度上里町水道事業会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 0 町長提出議案第 2 4 号 平成 2 6 年度上里町下水道事業会計予算について

議長（高橋正行君） 日程第30、町長提出議案第24号 平成26年度上里町下水道事業会計予算についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については47ページから50ページまで、予算説明書については295ページから321ページまでの収入支出全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第24号 平成26年度上里町下水道事業会計予算についての件を起立により採決

いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時31再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31 議員提出議案第5号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第31、議員提出議案第5号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 議席番号5番、納谷克俊です。

御提案を申し上げました議員提出議案第5号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由及び議案の説明をいたします。

初めに、提案理由ですが、上里町課設置条例の一部を改正する条例が、平成25年12月定例会において提案され、全会一致で可決されました。

したがって、本来ならば、関連条例整備で同時改正するところではありますが、今回の提案となったところでもあります。

改正の条文ですが、上里町議会委員会条例第2条の1号と2号の関係であります。

第2条は、常任委員会の名称、委員定数及びその所管関係ですが、改正の部分は、同条第1号で規定されている総務経済常任委員会の所管並びに同条第2号に規定される文教厚生常任委員会の所管に関する部分の改正でございます。

まず、第1号総務経済常任委員会ですが、所管の「下水道課、会計課」を「会計課、上下水道課」に改正し、第2号では、文教厚生常任委員会所管の「水道課」を削るものであります。

従来は、下水道課は総務経済常任委員会、水道課は文教厚生常任委員会の所管で分かれておりましたが、今回の課設置条例の改正より「上下水道課」になり、その所管を改正するもので

あります。

各常任委員会の所管事務の内容を検討し、上下水道課の所管については、文教厚生常任委員会の所管である「水道課」を削り、総務経済常任委員会所管の「下水道課」を「上下水道課」に改めるものでございます。

なお、会計課の順を改め、会計課、上下水道課の順は、一般会計（特別会計）、企業会計の順に改めたものであります。

次に、附則の関係ですが、上里町課設置条例の一部の条例と同じ、平成26年4月1日からの施行になります。

なお、参考に条例の新旧対照表を添付しておきました。

以上で、議員提出議案第5号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由及び議案の説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第5号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を起立に採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議員提出議案第6号 上里町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則
について

議長（高橋正行君） 日程第32、議員提出議案第6号 上里町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番、納谷克俊です。

御提案を申し上げました議員提出議案第6号 上里町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則について、提案理由及び議案の説明をいたします。

初めに、提案理由ですが、平成24年度をもって政務調査費が廃止され、新たに政務活動費として平成25年度より交付されております。

平成24年度の政務調査費の交付に関する規則による精算事務が平成25年5月に終了したことにより、上里町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止するもので、今回の提案となりました。

以上で、議員提出議案第6号 上里町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則についての提案理由及び議案の説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第6号 上里町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会します。御苦労さまでした。

午後2時40分散会